

事務連絡

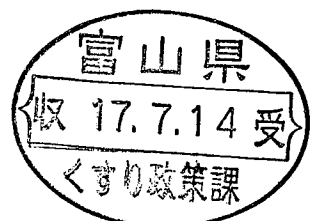
平成17年7月13日

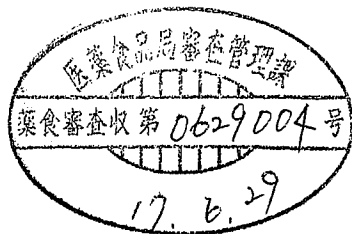
各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品審査管理課

化粧品基準における医薬品の成分の該当性について

標記の件について、別添1のとおり平成17年6月27日付薬発第1964号をもって大阪府健康福祉部薬務課長より照会があり、これに対し、別添2のとおり平成17年7月13日付薬食審査発第0713002号医薬食品局審査管理課長通知により回答しましたので、お知らせいたします。





薬発第 1964 号
平成17年6月27日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長 様

大阪府健康福祉部薬務課長



化粧品基準における医薬品の成分の該当性について（照会）

現在、化粧品については「化粧品基準を定める件」（平成12年厚生省告示第331号）に基づき、製造販売されているところではありますが化粧品への下記成分の配合について疑義が生じたので照会します。

記

成分名：酢酸鉛

当該成分については化粧品基準に記載するところの「医薬品の成分」に該当すると考えてよろしいか。

【問い合わせ先】

薬務課医薬品生産グループ
06-6941-9079



(別添2)

薬食審査発第 0713002 号
平成 17 年 7 月 13 日

大阪府健康福祉部薬務課長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

化粧品基準における医薬品の成分の該当性について (回答)

平成 17 年 6 月 27 日付薬発第 1964 号をもって照会のあった標記については下記のとおり回答する。

記

今回照会のあった酢酸鉛は医薬品の承認書に記載されている有効成分であり、化粧品基準に記載するところの「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分を除く。）」に該当する。

なお、本成分を化粧品へ配合することを希望する場合は、平成 16 年 3 月 25 日付薬食審査発第 0325019 号の「化粧品への配合を希望する医薬品の成分の取扱いについて（依頼）」に従い、関係書類を提出すること。